

今治市工事検査要綱

平成17年1月16日

要綱第17号

(目的)

第1条 この要綱は、今治市（以下「本市」という。）が発注する工事の検査（以下「検査」という。）に関し、法令、条例又は規則に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査の実施方法等に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な検査を行うことにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 本市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事及び建設工事に直接関係する測量、調査、設計、施工監理等の委託業務をいう。
- (2) 工事担当課 工事を主管する課等をいう。
- (3) 工事担当課長 工事を主管する課等の長をいう。
- (4) 監督員 今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号。以下「契約規則」という。）第106条の規定により、工事の監督を命ぜられた職員をいう。
- (5) 検査員 契約規則第109条の規定により、工事の検査を命ぜられた職員をいう。

(検査の内容)

第3条 検査は、工事の出来形を対象とし、当該工事が契約の内容に基づき適正に行われているかどうかを、契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類と対比して、その適否を判定する。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、しゅん工検査、出来形検査及び中間検査とする。

- 2 しゅん工検査は、工事が完成して、請負者からしゅん工届があった後に行う。
- 3 出来形検査は、工事が所定の工程に達して、請負者から部分払（契約規則第88条）の請求があったとき又は既成部分の使用若しくは契約の解除等のため出来形の確認が必要なときに、工事の完成前に、当該工事の既成部分について行う。
- 4 中間検査は、工事の施工途中において、必要に応じて行う。

(検査員)

第5条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査を委託する場合を除き、検査は検査員が行わなければならない。

- 2 検査担当課の検査以外の検査にあつては、当該工事の担当部において市長が指名する職員を検査員とする。

3 監督員として工事の監督を命ぜられた者は、当該工事に係る検査を行うことができない。

(検査の立会い)

第6条 検査は、当該検査に係る工事の監督員及び請負者の立会いの上で行わなければならない。

(検査の準備等)

第7条 工事担当課長は、検査に際しては、監督員に対し、検査の実施に必要な書類の準備を命ずるとともに、請負者に対しては検査に要する人員又は器材等の準備をさせなければならない。

2 当該工事の監督員は、検査員が検査を行うべき工事について、請負者から工事等しゅん工届(契約規則別記様式第11号)の提出があったときは直ちに調査を行い、適当と認めるときは、工事完成(既成部分)出来形調書(別記様式第1号)及び出来形展開図(これを作成できない場合にあっては、出来形図とする。以下同じ。)を作成し、工事担当課長の決裁を受けた後、検査担当課長に対し検査依頼書(別記様式第2号)に当該工事等しゅん工届、写真その他必要な図書を添えて、検査の依頼をしなければならない。

3 検査担当課長は、前項の規定により検査の依頼を受けたときは、検査実施年月日を定めて、しゅん工及び出来形検査の連絡(別記様式第3号)により、工事担当課長に通知しなければならない。

4 工事担当課長は、検査担当課長の指定する工事の検査を依頼する場合は、担当課長の立会い等必要な手続を講じなければならない。

(検査の方法等)

第8条 検査員は、検査に当たり契約書、設計図書、工事写真その他の関係書類に基づいて、工事にあつては実施について、委託業務にあつては成果品(必要に応じ実地も含む。)及び作成したすべての業務管理資料について、それぞれ検査し確認しなければならない。

2 検査は、現状のまま行わなければならない。ただし、地下、水中等で外部から確認し難い部分又はコンクリートの品質及び強度、舗装厚さ等外形で判定し難いものの検査については、軽微な破壊検査又は中間検査、出来形検査及び工事中の写真、施工管理試験等の資料により確認することができる。

3 検査員は、出来形検査に当たっては、修補工事及び設計変更の要否、工期内完成の見通し等について検討し、出来形部分に修補を要する部分があるときは、その部分の出来形を既成部分の出来形から削除しなければならない。

4 第2項ただし書に規定する検査のほか、工事が設計図書に適合していない場合等で、検査員が特に必要があると認めるときは、破壊検査を行うことができる。

第9条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、請負者又は関係職員に対し、書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

(検査の中止)

第10条 検査員は、検査を行うに際し、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止しなければならない。

- (1) 請負者が検査の立会いを拒んだとき。
- (2) 請負者が検査員の職務執行を妨害したとき。
- (3) 請負者が検査員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、検査員が検査を行うことを不相当と認めるとき。

(検査結果の処理)

第11条 検査員は、検査の結果、手直し等是正を要する事項があるときは、請負者に対し、一定期間内に修補又は改造等必要な手直し工事等をするよう指示し、当該手直し工事等の完了後、直ちに再検査を行わなければならない。

- 2 検査員の検査に係る工事で、検査員が請負者に対し、前項の規定により手直しを指示した場合には、工事担当課長に対し工事手直し指示書（別記様式第4号）によりその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の再検査には、第6条から前条までの規定を準用する。この場合において、再検査の依頼は、工事再検査依頼書（別記様式第5号）に手直し工事等に係る完成図書を添付して行うものとする。
- 4 第1項の手直し工事等の状況が軽微で、その修補及び改造等が7日以内に完了し得ると認められる場合は、前2項の書類の提出を省略することができる。

(検査報告)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、直ちに別に定める評価基準に基づき評価を行い、検査調書（検査報告書）（契約規則別記様式第19号から第20号まで、第22号の2及び第22号の3）を作成し、検査担当課長に報告しなければならない。

- 2 検査担当課長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その内容を上司に報告しなければならない。
- 3 検査担当課長は、第1項の規定により報告を受けたときは、工事担当課長に対し検査を終了したことを報告しなければならない。

(検査済証等の交付)

第13条 検査担当課長は、前条の規定により検査員の作成した検査調書により報告を受けたときは、直ちに工事完成検査済証（別記様式第6号）、出来形検査においては出来形検査確認書（別記様式第7号）を作成し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

附 則（平成20年7月1日要綱）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

工事完成（既成部分）出来形調書

調査 年 月 日

		課長	課長補佐	係長	検算	設計
年度区分						
工事番号						
施行位置	今治市					
工事名						
調査意見						

別記様式第2号 (第7条関係) (その1)

検 査 依 頼 書

工事番号																			
工事名											契約金額 (最終) ￥	—			検査年月日				
請負者名											工期	～			完成年月日				
考 査 項 目		監督員					主管課長					検査員							
		氏 名					印					氏 名					印		
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10													
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10													
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-5.0	-15			
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15								
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0													
3. 出来型及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20			
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-25			
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0				
4. 高度技術	I. 高度技術力※3	0		+13															
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3	0		+7.0															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4						+10	+5.0	0										
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点							
評定点 (65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点							
7. 評定点計		① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 =					点					点							
8. 法令遵守等※4							点												
9. 評定点合計												(点)							
出来形		%					¥					—							
特記事項		(監督員)					(主管課長)					(検査員)							

- ※1 1, 2, 3の評定 (65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 (加減点合計) - 8の評定 (減点) = 評定点。 各評価点 (①～③) は少数第1位まで記入する。
 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加減点評価のみとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 各考査項目ごとの採点は、担当監督員は、別紙-1、担当課長は、別紙-2、検査員は、別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち担当監督員、担当課長が記入する。

別記様式第2号（第7条関係）（その2）

検 査 依 頼 書

工事番号																	
工事名											契約金額（最終）	¥	—	検査年月日			
請負者名											工期	～			完成年月日		
考 査 項 目		監督員					主管課長					検査員					
		氏 名					氏 名					氏 名					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+3.0	0	-5.0	-10											
	II. 配置技術者	+6.0	+2.0	0	-5.0	-10											
2. 施工状況	I. 施工管理		+3.0	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-5.0	-15	
	II. 工程管理	+3.0	+1.0	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15						
	III. 安全対策	+5.0	+1.5	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-25						
	IV. 対外関係	+5.0	+1.5	0	-2.5	-5.0	+10	+5.0	0	-7.5	-25						
3. 出来型及び 出来ばえ	I. 出来形	+5.0	+1.5	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+1.5	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-25	
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		
加減点合計（1+2+3）		点					点					点					
評定点（65±加減点合計）		① 点					② 点					③ 点					
評 定 点 計		① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 = 点 点															
出 来 形		% ¥ —															
特記事項		(監督員)					(主管課長)					(検査員)					

※1 各評価点（①～③）は小数第1位まで記入する。評定点合計は、四捨五入により整数とする。

検 査 依 頼 書

委 託 番 号					
業 務 委 託 名					
契 約 金 額		¥			
請 負 者 名					
契 約 年 月 日					
履 行 期 間					
完 成 年 月 日					
検 査 年 月 日					
検 査 の 場 所 資 料		現地、工事写真、試験成績表			
出 来 形		% ¥			
検査種別		監 督 員	主 管 課 長	検 査 員	合 計
		氏 名	氏 名	氏 名	
業 務 の 実 施 計 画 段 階	業 務 の 理 解				
	事 前 準 備				
	打 ち 合 わ せ 協 議				
	業 務 実 施 契 約 書				
	(小 計)				
	細 目 別 評 定 点				
業 務 の 遂 行 段 階	打 ち 合 わ せ 協 議				
	工 程 管 理				
	照 査				
	技 術 力				
	目 的 の 達 成 度				
	(小 計)				
	細 目 別 評 定 点				
成 果 品	と り ま と め				
	(小 計)				
	細 目 別 評 定 点				
評 定 点					

備考 この検査調書は、考査項目別運用表に基づき作成する。

年 月 日

各位

検査担当課長

【しゅん工及び出来形検査の連絡】

検査日 年 月 日

	時 間	工 事 名 ・ 請 負 額 ・ 請 負 人
1	書類 時 分	
	現場 時 分	¥
	出来形・しゅん工	[技師]
2	書類 時 分	
	現場 時 分	¥
	出来形・しゅん工	[技師]
3	書類 時 分	
	現場 時 分	¥
	出来形・しゅん工	[技師]
4	書類 時 分	
	現場 時 分	¥
	出来形・しゅん工	[技師]
5	書類 時 分	
	現場 時 分	¥
	出来形・しゅん工	[技師]

工事手直し指示書

工 事 名			
請負業者名			
工 期 着 工 完 成	年	月	日
	年	月	日
検査年月日	年	月	日
指示事項			

補修・手直し期間		処理確認	
年 月 日まで		年 月 日	
検査員	監督員	請負業者	

年 月 日

工事再検査依頼書

検査担当課長 様

課長

下記工事について、手直し工事が完了したので工事再検査の執行をお願いします。

記

工 事 の 名 称	
請 負 業 者 名	
工 期 着 工 完 成	年 月 日 年 月 日
手直し完成期限	年 月 日
再検査希望年月日	年 月 日
指示事項	
監 督 職 員 氏 名	印

工事完成検査済証

年 月 日

請負者 様

今治市長

下記工事について、しゅん工検査を終了し、工事の完成を確認したので、本書を交付します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 請負代金額

4. 総合評点

※評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により説明を求めることができます。

回答は書面により郵送します。

（参考）評定点の範囲別評価内容

ランク	評定点の範囲	評価内容
A	80点以上	他の模範となる優秀なもの
B	75～80点未満	標準的な中で良好なもの
C	65～75点未満	標準的なもの
D	60～65点未満	今後改善すべき事項があるもの
E	60点未満	今後指名等に影響を及ぼす恐れのあるもの

別記様式第7号（第13条関係）

出来形検査確認書

年 月 日

請 負 者 様

今 治 市 長

年 月 日付で請求のあった次の工事の既成部分について、検査の結果、次のとおり確認したので、本書を交付します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 請負代金額
- 4 出来形金額

(参考添付)

別記様式第6 (評定要領第8条関係 検査要綱第7号様式)

工事完成検査済証

年 月 日

請 負 者 様

今 治 市 長

次の工事について、しゅん工検査を終了し、工事の完成を確認したので、本書を交付します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 請負代金額
- 4 総合評点

※ 評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により説明を求めることができます。

回答は書面により郵送します。